

## 参議院議員選挙制度改革に関する意見書

第24回参議院議員通常選挙において、憲政史上初の合区による選挙が実施されたが、合区された「鳥取県及び島根県選挙区」、「徳島県及び高知県選挙区」では投票率の低下に加え、各県からは「地域代表」を選出出来なくなることで、地方の声が国政に届きにくくなる弊害が指摘されており、合区解消を求める声が一段と高まっている。

参議院の選挙区選出議員の選挙は、昭和22年の参議院議員選挙法制定以来、一貫して、都道府県単位の選挙区において実施されてきており、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

また、我が国が直面している急激な人口減少や地域間格差、国土保全等については、多様な地方の意見が国政に反映されることが必要である。

参議院の一票の格差是正のためとして、人口のみを基準に議員定数を決定することになれば、今後人口減少が続く地方を中心に合区が広がることは明らかであり、地方選出国會議員は減少し、地域の民意は国政に届かなくなり、都市部への一極集中は進むばかりとなる。

このため、参議院議員選挙制度改革に当たっては、これまで都道府県が政治・行政の単位として機能してきた歴史的、文化的、政治的経緯を総合的に踏まえた上で制度設計が為されるべきである。

よって、国におかれては、今回の合区による選挙は、あくまでも緊急避難措置であり、改正公職選挙法の附則に参議院議員選挙の抜本的な見直しを行うことが規定されていることを踏まえ、合区を解消し、都道府県単位の代表が国政に参加することが可能となる選挙制度を構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月7日

鹿児島県議会議長 柴立鉄彦

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 殿  
総務大臣  
内閣官房長官